

(別紙) 事案の概要及び処分の理由

1 谷脇 康彦（倫理規程第3条第1項第6号、国家公務員法第98条第1項、第99条違反）

平成30年9月4日及び同年9月20日、利害関係がある事業者から、供応接待を2件（少なくとも約7万8000円）受けた。さらに、令和2年7月3日、別の利害関係がある事業者から、供応接待を1件（少なくとも約2万4000円（自己負担相当額（約2万9000円）と支払額（5000円）の差額））受けた。

また、令和3年2月24日に懲戒処分を実施した際の調査において、倫理法令に違反する疑いのある事実の報告を怠り、結果として事実と異なる説明を繰り返してきたことで公務に対する国民の信頼を失わせた。

2 巻口 英司（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）

令和2年6月4日、利害関係がある事業者から、供応接待を1件（少なくとも約3万8000円（自己負担相当額（約4万8000円）と支払額（1万円）の差額））受けたほか、手土産（3000円相当）を受領した。